

執筆者:

E-mail✉ [河俣 芳治](mailto:kaiba_ryouji@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [下田 顕寛](mailto:shimoda_hidenori@nishimura-asahi.com)

1. 海外投資家等特例業務・移行期間特例業務に係る政府令・パブリックコメントの公表

「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」(以下「本改正法」といいます。)¹が2021年5月19日に国会で成立し、同法に関連する政府令等がパブリックコメントに付されておりましたが、その結果が2021年11月10日に公表されました。同法において創設された海外投資家等特例業務・移行期間特例業務については、本改正法が公表された時点で別稿¹(以下「前稿」といいます。)²において概要をお伝えしたところではありますが、今般政府令及びパブリックコメント²の結果が公表され、制度の詳細が明らかになったことから、本稿では、かかる政府令・パブリックコメントの重要ポイントを中心に、その概要を解説したいと思います。海外投資家等特例業務・移行期間特例業務の全体像については、前稿も併せてご参照ください。

なお、本改正法については、2021年11月22日より施行されております。

2. 海外投資家等特例業務

海外投資家等特例業務は、海外法人や一定の資産を保有する外国居住の個人を主な投資家とするファンドについて、適格機関投資家による出資を必須とせず、出資人数の制限もない形で、「届出」により日本国内で業務を行えるよう、新たな類型として整備されたものです。

(1) 投資家の範囲

海外投資家等特例業務は、組合理型集団投資スキーム(金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)³2条2項5号・6号)の自己運用及び自己募集・自己私募³を対象とするものですが、①その投資家が「海外投資家等」のみであること、及び②ファンドが「主として非居住者から出資又は拠出を受けた」ものであることが必要とされております。

まず、①について、「海外投資家等」の範囲は、概ね以下のとおりとされております(金商法63条の8第2項、金融商品取引法施行令(以下「施行令」といいます。)³17条の13の5第3項、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」といいます。)³246条の10)。

¹ [「近時の「世界に開かれた国際金融センターの実現」に向けた取組みについて～ キャリード・インタレストに関する税務上の取扱いの明確化、海外投資家等特例業務・移行期間特例業務の創設を中心に ～\(2021年7月5日号\)」](#)

² [「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方\(2021年11月10日\)」](#)

³ 海外投資家等特例業務は自己募集を含む点において、自己私募のみが認められている適格機関投資家等特例業務とは異なります。

投資家の種別	具体的な投資家の範囲
外国法人又は外国に住所を有する個人であって、その知識、経験及び財産の状況を勘案して内閣府令で定める要件に該当するもの	① 外国法人 ② 次のいずれかに該当する外国に住所を有する個人 (i) 次の全てに該当する者 (ア) 純資産3億円以上 (イ) 投資性金融資産3億円以上 (ウ) 証券・デリバティブ口座開設後1年経過 (ii) 外国の法令上、特定投資家に相当する者
適格機関投資家(これに準ずる者として内閣府令で定める者を含む。)	① 適格機関投資家 ② 特定投資家 ③ 外国法上の厚生年金基金・企業年金基金に類するもの(主として退職年金の管理・給付を目的とするもの)
海外投資家等特例業務を行う者と密接な関係を有する者として政令で定める者	① 届出者の役員、使用人 ② 届出者の親会社等 ③ 届出者の子会社等、兄弟会社等 ④ 届出者の運用委託先、投資助言委託先 ⑤ 上記②～④の役員、使用人 ⑥ 届出者又は上記①・④・⑤の配偶者・三親等以内の血族・姻族

なお、海外投資家等以外の者を投資家とする一定の二層構造ファンド(金商法 63 条の 8 第 1 項 1 号イ～ハ、金商業等府令 246 条の 9)は、適格機関投資家等特例業務と同様に、海外投資家等から除外されております。また、自己募集・自己私募を行う場合には、海外投資家等以外の者が取得しないよう、一定の譲渡制限が必要とされるのも、適格機関投資家等特例業務と同様です(金商法 63 条の 8 第 1 項 2 号、金商法施行令 17 条の 13 の 5 第 2 項)。

次に、②については、ファンドの投資家が「主として」非居住者であることを要するものですが、これは、上記海外投資家等のうち非居住者(外国為替及び外国貿易法 6 条1項 6 号に規定する非居住者をいいます。)からのファンドへの出資割合が 2 分の 1 超となっている必要があるとするものです(金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(以下「監督指針」といいます。)) VI-2-8-1(1)②参照)。

(2) 国内における営業所・事務所

前稿のとおり、海外投資家等特例業務の届出者は、国内に営業所又は事務所を有するものであること(個人の場合は、外国に住所を有する者でないこと)が必要とされています(金商法 63 条の 9 第 6 項 2 号ロ・3 号ロ)。

(3) 人的構成・体制整備に係る要件

海外投資家等特例業務の欠格事由として、①海外投資家等特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める者、又は、②海外投資家等特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者として内閣府令で定める者に該当することが定められています(金商法 63 条の 9 第 6 項 1 号ロ・ハ)。

①「海外投資家等特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める者」については、金商業等府令 246 条の 18 第 1 号において、「その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができない者」が該当することとされており、また、②「海外投資家等特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者として内閣府令で定める者」は、「海外投資家等特例業務を適確に遂行するための社内規則(海外投資家等以外の者が権利となることを防止するための措置に関する規定を含むものに限る。)を作成していない者又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない者」を意味するものとされています(金商業等府令 246 条の 19)。

これらの人的構成・体制整備に係る要件は、監督指針において、投資運用業者に準じることとされているため（監督指針 VI-2-8-1(1)①、VI-1-2、VI-3-1）、原則としてコンプライアンスオフィサーや内部監査等を含めた体制の整備が必要となるものと考えられますが、パブリックコメント(45～46 頁・176 番)において、(運用資産総額や投資家が適格投資家に限られているか否かを問わず)適格投資家向け投資運用業に係る水準(監督指針 VI-3-1-2(2)参照)を充足すれば足り、例えば、海外事業者の子会社が海外投資家等特例業務の届出を行う場合、当該届出者の本国におけるグループ会社にコンプライアンス業務を外部委託することも可能とされています。そのため、実務的には、このような外部委託や(適格投資家向け投資運用業において許容されている)兼務等を利用した比較的簡易な社内体制が検討されることになるものと思われま。

(4) 届出

海外投資家等特例業務を行うためには、あらかじめ、届出を行う必要があります(金商法 63 条の 9 第 1 項)。かかる届出は、原則として金商業等府令別紙様式 21 号の 4 により行う必要がありますが、同様式に準じて英語で作成することも認められています(金商業等府令 246 条の 11)。

また、当該届出には、所定の書類を添付する必要があり、定款や誓約書等の他、人的構成・体制整備が求められることとの関係で、「業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面」や「社内規則」等の添付が必要となります(金商業等府令 246 条の 14)。

3. 移行期間特例業務

移行期間特例業務は、海外の資金のみを運用する事業者が、海外で一定の業務実績(トラック・レコード)があり、一定の海外当局による許認可等を受けていることを勘案し、日本で「登録」等を得るまでの一定の期間に関し、海外で既に行っている投資運用業等について、「届出」により、日本国内で業務を行えるように新たに整備された特例となります。

移行期間特例業務は、海外投資家等特例業務とは異なり、主体が「外国投資運用業者」(外国の法令に準拠し、外国において投資運用業を行う者)に限定される一方で、国内において行える業務の内容が、(a)「海外投資家等」を相手方又は投資家とする投資一任業務・外国投資信託委託業務・外国籍組合理型集団投資スキームの自己運用業務(但し、当該業務を外国において行っていることが必要)、及び、(b)自己の運用しているファンドの投資勧誘行為(募集・私募又はそれらの取扱い)まで拡大されています。もっとも、移行期間特例業務はあくまで政策的な時限措置であり、同業務に係る届出は、本改正法施行日(2021 年 11 月 22 日)から 5 年以内に行う必要がありますが、かつ、当該届出がなされてから 5 年間に経過するまでの期間のみ業務が実施可能とされています。

(1) 投資家の範囲

移行期間特例業務において相手方・投資家となり得る者も「海外投資家等」となりますが、その具体的な範囲は、海外投資家等特例業務において投資家となり得る「海外投資家等」とは異なります。具体的には以下のとおりであり、国内投資家の範囲が極めて限定されていることに留意が必要です(金商法附則 3 条の 3 第 6 項、施行令附則 12 項、金商業等府令附則 64 条)。

投資家の種別	具体的な投資家の範囲
外国法人又は外国に住所を有する個人	同左
外国投資運用業者と密接な関係を有する者として政令で定める者	① 外国投資運用業者の役員、使用人 ② 外国投資運用業者の親会社等 ③ 外国投資運用業者の子会社等、兄弟会社等 ④ 外国投資運用業者の運用委託先、投資助言委託先 ⑤ 上記②～④の役員、使用人 ⑥ 外国投資運用業者又は上記①・④・⑤の配偶者・三親等以内の血族・姻族
前二号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者	投資運用業を行う金融商品取引業者等

なお、上記海外投資家等以外の者を投資家とする一定の二層構造ファンド(金商法附則 3 条の 3 第 5 項 1 号イ(1)~(3)、金商業等府令附則 61 条)が、海外投資家等から除外されているのは、海外投資家等特例業務と同様です。また、投資勧誘行為を行う場合には、海外投資家等以外の者が取得しないよう、一定の譲渡制限等が必要とされるのも、海外投資家等特例業務と同様です(金商法附則 3 条の 3 第 5 項 2 号、施行令附則 9 項~11 項、金商業等府令附則 62 条・63 条)。

(2) 国内における営業所・事務所

外国投資運用業者は国内に営業所又は事務所を有する必要があること(個人の場合は、外国に住所を有する者でないこと)についても、海外投資家等特例業務と同様です(金商法附則 3 条の 3 第 3 項 2 号ロ・3 号口)。

(3) 人的構成・体制整備

移行期間特例業務についても、海外投資家等特例業務に述べたところと同様の人的構成・体制整備が要求されており、適格投資家向け投資運用業に係る水準を充足すれば足りることや、海外の拠点等にコンプライアンス業務等の外部委託を行うことが可能とされている点も同様です(金商法附則 3 条の 3 第 3 項 1 号ニ・ホ、金商業等府令附則 36 条・37 条、監督指針 VI-2-9、VI-2-8-1(1)①、VI-1-2、VI-3-1)。

(4) 海外ライセンスに係る要件

移行期間特例業務は、海外の資金のみを運用する事業者が、海外で一定の業務実績(トラック・レコード)があり、一定の海外当局による許認可等を受けていることに依拠した特例であることから、以下の欠格事由が設けられております。

- ① 外国(投資者の保護を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる投資運用業を行う者に関する制度を有している国又は地域として内閣府令で定めるものに限る。以下同じ。)の法令の規定により当該外国において投資運用業を行うことにつき金融商品取引業の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を受けていないこと(金商法附則 3 条の 3 第 3 項 1 号イ)
- ② 外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから 3 年が経過していないこと(金商法附則 3 条の 3 第 3 項 1 号ロ、施行令附則 4 項)

上記①の「投資者の保護を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる投資運用業を行う者に関する制度を有している国又は地域」は限定列挙されており、現時点では、アメリカ合衆国、英国、オーストラリア、シンガポール、スイス、ドイツ、フランス、香港の 8 か国・地域のみとされています(金商業等府令附則 34 条、[金融商品取引業等に関する内閣府令附則第三十四条の規定に基づき国又は地域を指定する件](#)(金融庁告示 101 号))。

(5) 投資対象に係る要件(議決権付国内株式等への投資制限)

以上に加え、移行期間特例業務は、その投資対象についても一定の制限がかけられており、主として株式・新株予約権その他の政令で定める有価証券に対する投資として運用対象財産の運用を行うことが欠格事由とされています(金商法附則 3 条の 3 第 3 項 1 号へ)。投資が制限される具体的な有価証券として、①国内の株式、新株予約権及び新株予約権付社債、及び②有価証券信託受益証券のうち受託有価証券が①記載の有価証券であるもの(但し、いずれも、無議決権株式等を除く。)が規定されています(施行令附則 6 項、金商業等府令附則 38 条)。なお、「主として」は 2 分の 1 超を意味するものと考えられますので、2 分の 1 までであれば、当該有価証券にも投資が可能であると考えられることにご留意ください。

(6) 届出

移行期間特例業務を行うためにも、あらかじめ、届出を行う必要があります(金商法附則 3 条の 3 第 1 項)。かかる届出は、原則として金商業等府令別紙様式 31 号により行う必要がありますが、同様式に準じて英語で作成することも認められています(金

商業等府令附則 31 条)。

また、当該届出には、定款や誓約書等の他、「業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面」や「社内規則」等の添付が必要となる点は海外投資家等特例業務と同様ですが、さらに、上記(4)(5)の各要件に関連する書類として、例えば、外国投資運用業者が外国で登録等を受けていることを証する書面や外国投資運用業者が外国当局に提出した直近の事業報告書の写し、また、直近の事業年度における議決権ある国内株式等への投資割合の推移を記載した書面等についても提出が必要とされています(金商法附則 3 条の 3 第 4 項、金商法 63 条の 9 第 2 項、金商業等府令附則 44 条 1 項)。

4. 最後に

以上のとおり、各制度の要件は複雑ではありますが、これらの制度趣旨に則り、創意工夫をもって利用することにより、投資運用事業者の国内マーケットへの参入に有用なツールとなり得るものと思われまますので、今後の実務の展開にも注目が必要と思われまます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 